

## 小樽市歴史的風致維持向上協議会委員応募要領

### 1 公募の趣旨

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく「小樽市歴史的風致維持向上計画」の策定及び実施に当たり設置する「小樽市歴史的風致維持向上協議会」（以下「協議会」という。）において、幅広い分野の方と本市の歴史的環境を活かしたまちづくりの推進に向けた協議を行うため、協議会の市民委員を公募します。

### 2 応募資格

委員に応募する方は、次の条件のすべてを満たすことが必要です。

- (1) 小樽市内に居住している者で、歴史まちづくりへの関心の高い者（公務員、市議会議員を除く。）
- (2) 委員を委嘱しようとする日の年齢が18歳以上の者
- (3) 本市の他の審議会等の委員となっていない者

### 3 募集人員

1名

### 4 委員の任期（予定）

令和5年7月下旬から2年間

（協議会は、平日の昼間に年2～4回程度開催）

### 5 謝礼

協議会に出席していただいた場合には、1回につき1,200円の謝礼をお支払いいたします。

### 6 応募方法

- (1) 応募用紙（様式第1号）に住所、氏名、応募の動機など必要事項を記入してください。
- (2) 小論文（様式第2号）は、「小樽市固有の歴史的環境を活かしたまちづくり」を基本テーマに、「歴史的建造物の保全・活用」、「伝統的な活動の継承」などを念頭に400字程度で記述し、基本テーマに沿った題名を付けて作成してください。
- (3) 応募用紙及び小論文を9に掲げる応募先に、直接、郵送又はメールで提出してください。

(4) 応募用紙は、小樽市建設部新幹線・まちづくり推進室で配布しているほか、ホームページからも応募用紙をダウンロードすることができますので、ご利用ください。

(<https://www.city.otaru.lg.jp/soshiki/kensetu/matidukuri/>)

7 応募期限

令和5年6月20日（火）まで

（郵送の場合は、当日の消印まで有効です。）

8 選考について

応募用紙及び小論文の記載内容（応募の動機・活動経験など）により、総合的に判断いたします。

なお、選考結果は応募者全員にお知らせいたします。

9 応募先・お問合せ先

小樽市建設部新幹線・まちづくり推進室（景観まちづくりグループ）

〒047-0024 小樽市花園5丁目10番1号

電話 0134-32-4111 内線7472

メール [matizukuri@city.otaru.lg.jp](mailto:matizukuri@city.otaru.lg.jp)